

○延長保育の利用者負担について

午後6時以降の延長保育を申込まれる方には、利用者負担をいただきます。これは、この事業の必要経費（職員の残業手当・光熱水費等）を一部利用者に負担していただくものです。

① 延長保育月額表

延長保育時間	階層区分 (市徴収基準額に基づく)	月額 (一人)	臨時延長保育日額
午後6時01分 ～ 午後6時30分	A・B階層	1,000円	200円
	C階層	1,500円	
	D階層	2,000円	
午後6時01分 ～ 午後7時00分	A・B階層	2,000円	400円
	C階層	3,000円	
	D階層	4,000円	

※保育標準時間認定の方は、午後6時01分を過ぎた場合は30分毎に200円徴収いたします。**午後7時01分を過ぎた場合は、15分毎に300円徴収いたします。**
月額利用については、契約時間以降は同様の扱いとします。

※教育保育時間（1号）認定・保育短時間認定の方は、原則延長保育はありません。
やむをえず延長した（午前8時29分以前と午後4時31分以降になった）場合は30分毎に200円徴収いたします。

※遠足等の行事で集合時間を園で指定する場合は、1号認定と保育短時間認定の方が8時29分以前に登園されても臨時延長保育料はかかりません。（タッチパネルは通常通り操作して下さい。）

② 延長保育の月額利用と臨時延長について

利用形態	申込方法	支払方法
月額利用	延長保育申込書で申込み、許可された方	当月に引き落とし
臨時利用	タッチパネルを操作した時間で自動計算	翌月に引き落とし

※月額利用と臨時利用の変更は、お申し出の翌月からの対応になります。（**月途中の変更はできません**）